

福岡県中小企業振興条例について

公布・施行日 平成27年10月16日

福岡県の中小企業は、県内企業の99.8%を占め、雇用の約8割を担っており、本県経済の発展と活力の原動力となっています。

しかしながら、経済のグローバル化や情報化の進展等による企業間競争の激化、人口減少や高齢化の進展等による市場規模の縮小など、県内の中小企業は厳しい経営環境に直面しています。

このような中、地域の活性化を図っていくためには、中小企業の多様で活力ある成長発展が不可欠です。

県では、平成27年10月、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡県中小企業振興条例」を制定しました。

福岡県中小企業振興条例には、次のような内容を定めています。

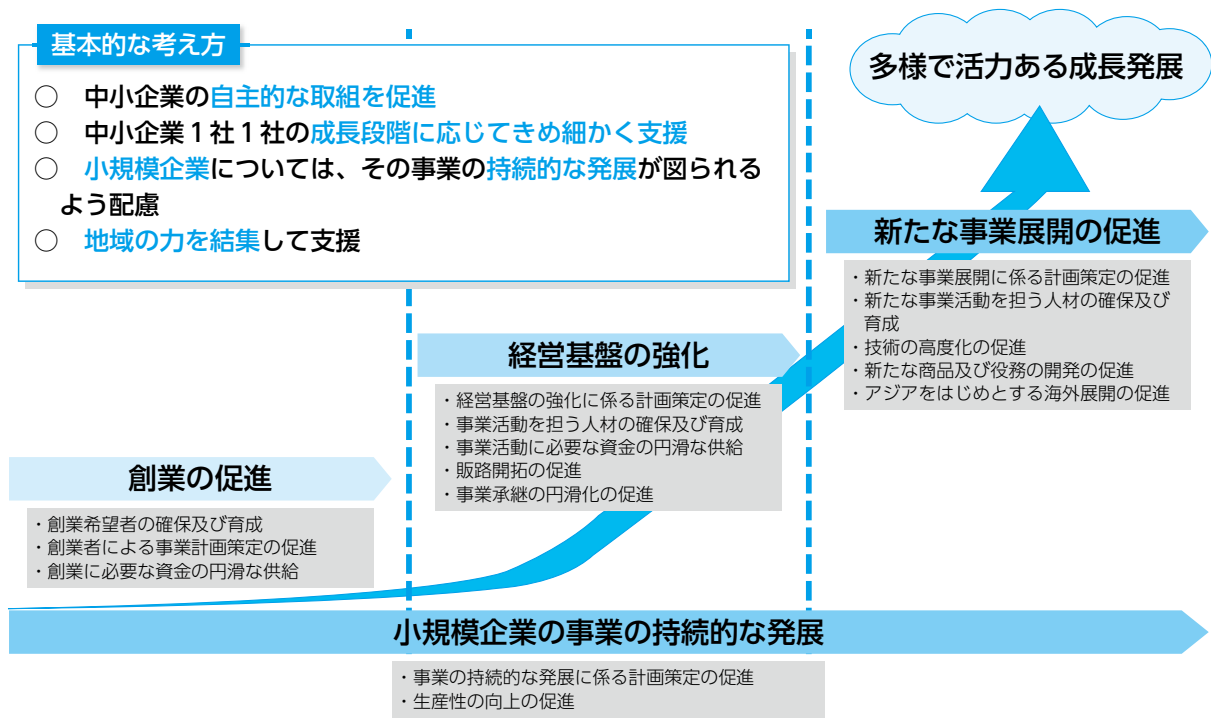
1 目的

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ること。

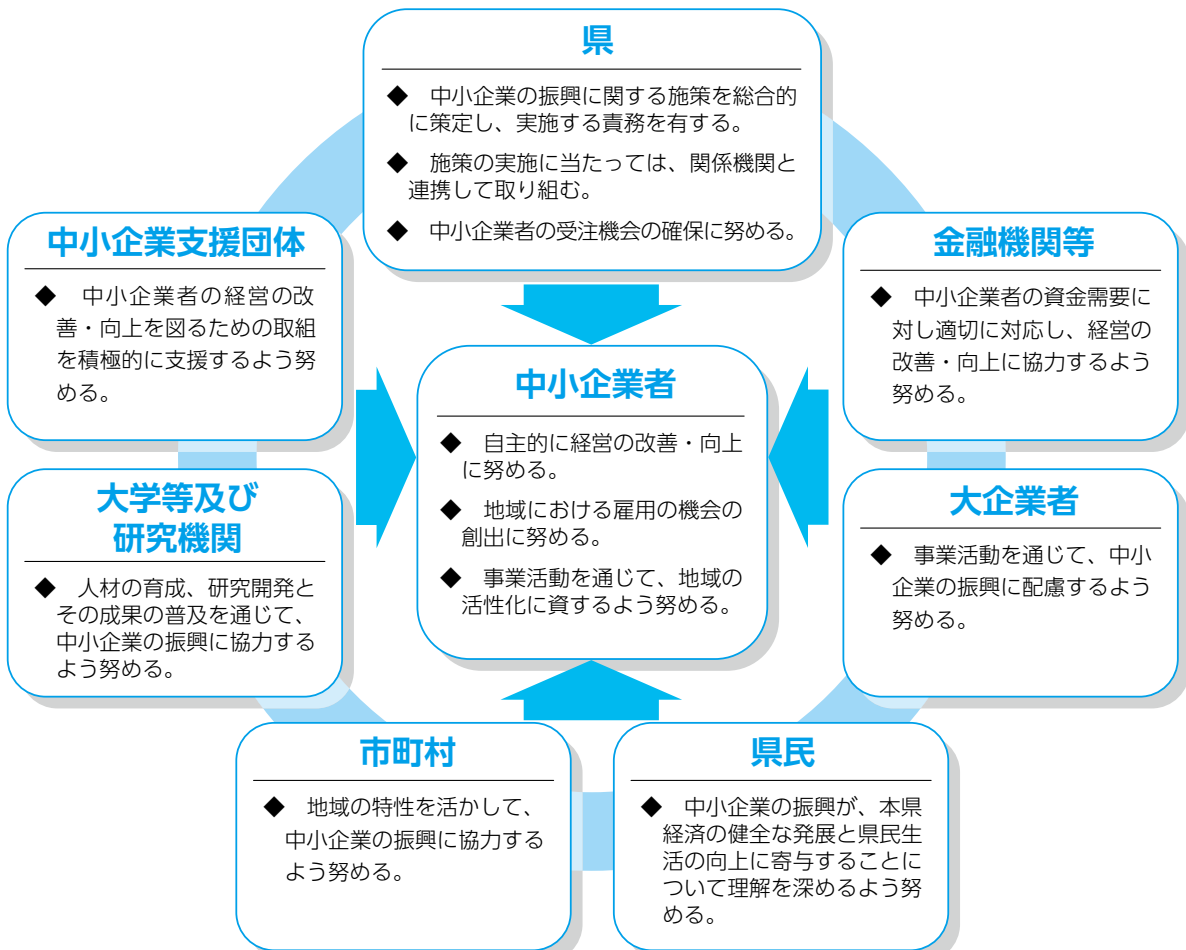
2 基本理念

- 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- 県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること。
- 多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること。
- 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

3 基本的施策



4 県の責務や関係者の役割



福岡県中小企業振興基本計画について

「福岡県中小企業振興条例」に基づき、本県経済の発展と活力の原動力である県内中小企業のさらなる成長発展を図るため、令和7年3月、「第4次福岡県中小企業振興基本計画」を策定しました。

本基本計画では、福岡県中小企業振興条例に定める4つの柱の基本的施策のもと、今後3年間で推進する施策と主な取組を示し、中小企業に関係する全ての者が連携、協力して計画を推進していきます。さらに、3つの「重視する視点・目指す姿」のもと各取組を展開していきます。

1. 計画期間

令和7年4月から令和10年3月までの3年間

2. 推進する施策

(1) 4つの柱

- ・中小企業の創業の促進
- ・中小企業者の経営基盤の強化の促進
- ・中小企業者の新たな事業展開の促進
- ・小規模企業者の事業の持続的な発展

(2) 重視する視点・目指す姿

- ・地域経済を支える中小企業等の持続的発展
- ・成長産業への参入など新たな事業展開への挑戦
- ・中小企業・小規模企業者の人材の確保・育成

3. 施策を効果的に推進するための取組

県内4地域の地域中小企業支援協議会を、地域における支援体制の拠点として位置付け、中小企業振興事務所を核に関係機関が連携・協力し、地域の力を結集して中小企業を支援することで、計画に示す取組を効果的に推進します。

4. 計画の実効性の確保

毎年、県内中小企業の動向、施策の実施状況及び施策の効果について、検証し、公表します。その検証結果を踏まえ、施策の見直しを図ることで計画の実効性を確保します。

本計画の詳細は、県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/smepromotion-4thbasicplan.html>



1. 中小企業の創業の促進を図るための施策

(1) 創業希望者の確保及び育成

- ①創業に関する意識の醸成
- ②地域における創業支援の促進
- ③首都圏等からの県内创业者の発掘

(2) 創業者による事業計画策定の促進

事業計画の策定支援

(3) 創業に必要な資金の円滑な供給

資金調達の支援

2. 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策

(1) 経営基盤強化に係る計画策定の促進

事業計画の策定支援

(2) 事業活動を担う人材の確保

- ①県内中小企業の魅力の発信と人材確保力の強化
- ②企業と人材のマッチング支援
- ③UIJ ターン就職及び外国人材等の雇用の促進
- ④働きやすさ・働きがいと魅力ある職場づくりの推進

(3) 事業活動を担う人材の育成

- ①DX人材の育成支援
- ②ものづくり中小企業の中核人材育成支援
- ③産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進
- ④従業員等の技能向上支援

(4) 事業活動に必要な資金の円滑な供給

資金調達の支援

(5) 情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進

- ①インターネット活用による販路開拓支援
- ②商談会等の活用による販路開拓支援
- ③ビジネスマッチングの促進

(6) 事業承継の円滑化の促進

円滑な事業承継等の実行支援

(7) 生産性の向上の促進

- ①生産性向上に係るノウハウ等の習得支援
- ②DX 等による業務効率化支援
- ③地域の特性を活かした付加価値等の向上支援

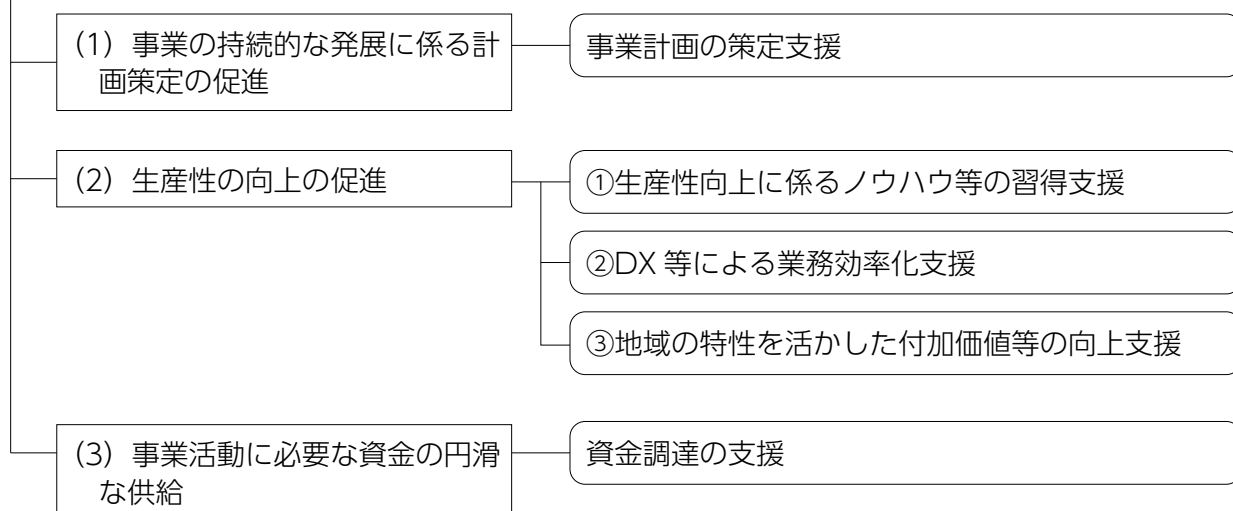
(8) 適正な価格転嫁の円滑化の推進

中小企業の価格転嫁しやすい環境づくり

3. 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策



4. 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策



地域中小企業支援協議会について

1 目的

地域において雇用を創出し、地域経済の活性化を図るためには、地域に根差した中小企業の振興が重要。

このため、平成27年4月に県内4地域に設立した地域中小企業支援協議会を、地域における支援体制の拠点(プラットフォーム)として位置付け、県の中小企業振興事務所を核に関係機関が連携・協力し、地域の力を結集して、地域の中小企業支援に取り組むもの。

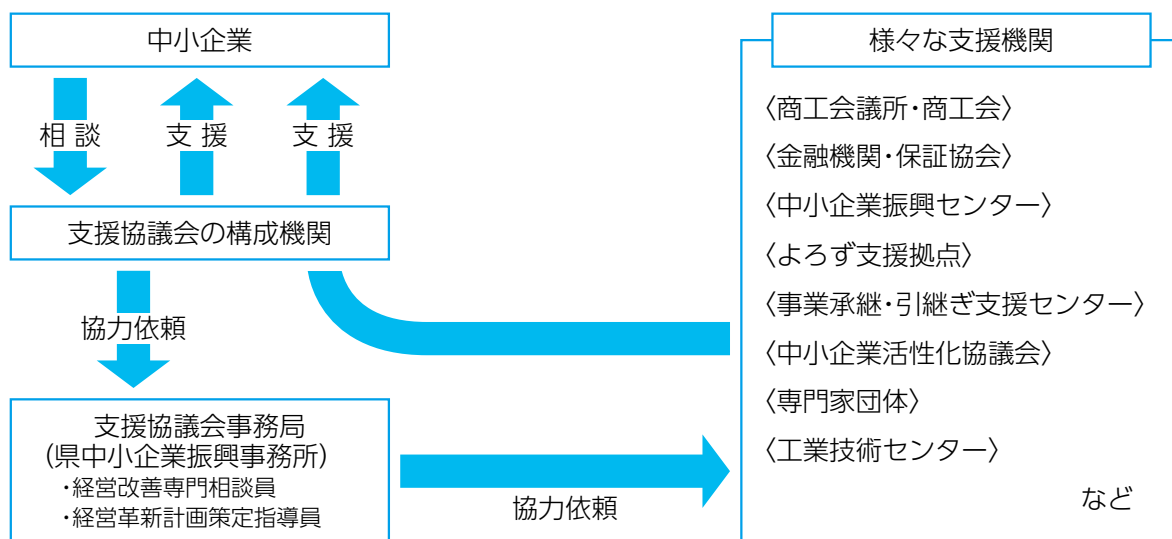
2 構成

〈事務局〉 各中小企業振興事務所(北九州、福岡、久留米、飯塚)

〈構成機関〉 商工会議所・商工会、福岡県中小企業団体中央会、
(公財)福岡県中小企業振興センターなど中小企業支援団体、市町村、金融機関、
信用保証協会、日本政策金融公庫、商工中金、専門家団体

3 支援スキーム

中小企業振興事務所が案件に応じて適切な支援機関につなぐハブ機能を果たす。



4 具体的な取組内容(2025年度)

【企業の成長段階に応じた支援】

創業の促進	経営基盤の強化の促進	新たな事業展開の促進
・市町村の創業支援プログラムの策定支援 ・創業セミナー、支援機関向け創業支援研修会の開催 ・ビジネスプランコンテストの開催など	・事業計画策定セミナーの開催 ・経営改善専門相談員の配置 ・中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE」を活用した県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場の提供 ・約170の関係機関が参加する事業承継支援ネットワークを構築し、事業承継を一貫して支援	・経営革新計画策定指導員による事業計画策定支援 ・経営革新補助金などによる実行支援 ・事業者向け各種支援施策の促進

【重点支援企業に対する集中支援】

事業の概要

- 各地域中小企業支援協議会において、構成機関が意欲ある中小企業を推薦し、重点支援企業として集中的に支援

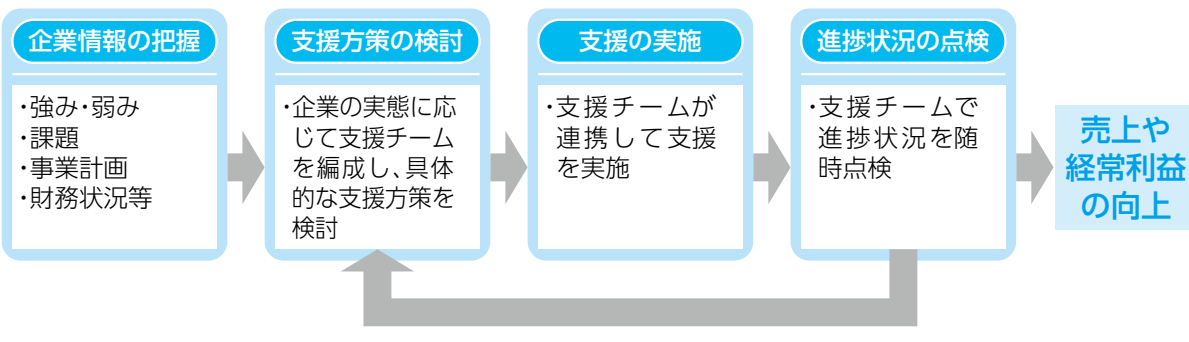
重点支援企業とは

- 経営者が経営の改善及び向上に対する強い意欲を有している
- 現在の経営状況や経営資源等を前提に事業成功の可能性がある
- モデル企業の成功により地域の他企業への波及効果が見込まれる

現在の選定状況

566社(令和5年度中に支援した重点支援企業数)

支援の流れ



【地域中小企業支援協議会による支援事例集の発行】

地域中小企業支援協議会の支援により成長した企業に対する40の支援事例を紹介する冊子を発行しました。

今後、この事例集を広く発信していくことで、協議会の活用や、成功モデルに倣った自主的な取組みを促進し、新たな成功事例の創出を図ります。

※福岡県のホームページに電子ブックを掲載しています。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/114471.pdf>



お問い合わせ先

○各地域の協議会に関すること

・福岡地域中小企業支援協議会(事務局:福岡中小企業振興事務所)

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 中小企業振興センター1F
TEL:092-622-1040 FAX:092-622-1571

・北九州地域中小企業支援協議会(事務局:北九州中小企業振興事務所)

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6F
TEL:093-512-1540 FAX:093-512-1541

・筑後地域中小企業支援協議会(事務局:久留米中小企業振興事務所)

〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3F
TEL:0942-33-7228 FAX:0942-31-2171

・筑豊地域中小企業支援協議会(事務局:飯塚中小企業振興事務所)

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4F
TEL:0948-22-3561 FAX:0948-21-0365

○協議会全般に関すること

福岡県商工部中小企業振興課 経営支援第二係 TEL:092-643-3425

福岡県の宣言・参加登録事業

福岡県では、子育てや地産地消、エコなどさまざまな参加・登録事業を行っており、事業者・団体の皆さまの応援・参加をお待ちしています。登録は全て無料です。一部事業は、登録することで入札参加資格審査における加点対象となります。

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加点
	SDGsに積極的に取り組む福岡県内の企業や団体を県が広く公表し、SDGsへの貢献を「見える化」することで支援する制度です。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sdgs-touroku.html	申請フォームから申し込み	福岡県 SDGs 推進サポーター事務局（株式会社 JTB 福岡支店内） 電話：092-738-5560 企画・地域振興部 総合政策課 電話：092-643-3213 ファクス：092-643-3160 メール： seisaku-suishin@pref.fukuoka.lg.jp	加点対象
ふくおかよかとこ移住応援企業（福岡県移住・定住促進事業）	県移住相談窓口「ふくおかよかとこ移住相談センター」への登録者（ふくおか住みたか会員）に対し、協力事業者「ふくおかよかとこ移住応援企業」から住宅ローンの金利優遇や引越料金の割引など、各種割引や特典サービスをご提供しています。 (HP) http://ijuu-teijuu.pref.fukuoka.lg.jp/news/detail/33	メール・ファクスで申し込み	企画・地域振興部 市町村振興局 政策支援課 電話：092-643-3179 ファクス：092-643-3164 メール： ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp	
 地域づくりネットワーク 福岡県協議会事業	行政とNPOなどの地域づくり団体間の連携・交流を深め、協働による地域振興を促進するため、団体に対する情報提供、団体相互の交流推進により、地域づくり活動の活性化を図り、自主的・主体的な地域づくりの取り組みを推進しています。 (HP) http://www.chiikinet-fuku.org/	メール・ファクス・郵送・市町村窓口へ申込書提出	企画・地域振興部 市町村振興局 政策支援課 電話：092-643-3210 ファクス：092-643-3164 メール： seisakus@pref.fukuoka.lg.jp	
 飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店登録事業	飲酒運転の撲滅を宣言し、飲酒運転の撲滅に取り組んでいただける事業者および飲食店営業者を、募集・登録しています。 登録後は、登録証・ステッカーを発行し、県ホームページで取り組み内容の紹介などを行います。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntennbokumetusengen.html	メール・電子申請・ファクス・郵送で申し込み	人づくり・県民生活部 生活安全課 電話：092-643-3167 ファクス：092-643-3169 メール： anzen@pref.fukuoka.lg.jp	宣言企業のみ加点対象
 みんなの防犯応援隊運動の推進事業	地域の犯罪を抑止し、住民が安全で安心して生活できるまちづくりを推進するため、「ながら防犯」に取り組んでいただける企業・団体を「みんなで防犯応援隊」として募集・登録しています。 登録後は、登録証・ステッカーを発行し、県ホームページで取り組み内容の紹介などを行います。 (HP) https://anzen-fukuoka.jp/bouhanouentai/	メール・郵送・電子申請で申し込み	人づくり・県民生活部 生活安全課 電話：092-643-3124 ファクス：092-643-3169 メール： anzen@pref.fukuoka.lg.jp	加点対象
「ふくおかアスリートキャリア応援企業」登録制度	県内に事業所を有し、アスリートの雇用を希望する企業に対して、「ふくおかアスリートキャリア応援企業」として登録しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/athlete-ouenkigyoku.html	ファクス・メール・郵送で申し込み	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 電話：092-643-3991 ファクス：092-643-3408 メール： sposhinko@pref.fukuoka.lg.jp	加点対象

事業名	概 要	申し込み方法	問合せ先	入札加算
 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 守り伝える活動 世界遺産「神宿る島」 宗像・沖ノ島と 関連遺産群を守り伝える 活動団体認定制度	世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動に協力いただける企業や団体を「守り伝える活動団体」として認定します。 守る活動：世界遺産周辺の海岸や道路のごみ拾いなど。 伝える活動：広報誌や社内誌による世界遺産の価値の発信など。 (HP) https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/about 	メールで申し込み	人づくり・県民生活部 文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室 電話：092-643-3162 ファクス：092-643-3163 メール： sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp	
 FUKUOKA ONE HEALTH ワンヘルス宣言事業者登録制度	県内におけるワンヘルスの取り組みを広げることが目的として、ワンヘルスの理念に賛同の上、ワンヘルスに関する活動に取り組み、その活動を発信することを宣言する事業者・団体を募集しています。 (HP) https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/registrations/ 	ファクス・郵送・ポータルサイトから電子申請	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 電話 092-643-3622 ファクス 092-643-3697 メール： onehealth-business@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 働く世代をがんから守る がん対策サポート事業	がん検診の普及啓発・受診促進やがんの治療と仕事の両立に取り組む事業所に参加登録していただき、検診の重要性への理解や受診しやすい環境づくり、がんの治療と仕事の両立をしやすい環境づくりに取り組んでいただきます。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html 	メール・ファクス・郵送・電子申請で申し込み	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 電話：092-643-3317 ファクス：092-643-3331 メール： gantaiaku@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 「ふくおか健康ポイントアプリ」特典協力店	県が配信している「ふくおか健康ポイントアプリ」では、アプリで貯めたポイントに応じてサービスをご提供いただける特典協力店を募集しています。ポイントは、歩行など、日々の健康づくりによって貯まります。 県民の皆さまの健康づくりの推進のため、ご協力をよろしくお願いいたします。 (HP) https://www.fukuoka-kenko.biz/entry 	HPから申し込み	保健医療介護部 健康増進課 電話：092-643-3598 ファクス：092-643-3271 メール： kenkodukuri@pref.fukuoka.lg.jp	
 「ふくおか健康づくり 団体・事業所宣言」 登録制度	県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として、県民の健康づくりに関する取り組みを行う、または行おうとする団体・事業所がその取り組み内容を宣言する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の募集・登録を行っています。 (HP) https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/companies/ 	HPから電子申請・郵送で申し込み	保健医療介護部 健康増進課 電話：092-643-3269 ファクス：092-643-3271 メール： kenko@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 ふくおか食の健康サポート店 ふくおか食の 健康サポート店	外食を利用する方が健康的な食事を選択できる環境を整えることで、自主的健康づくりを支援するため、県の基準を満たしたヘルシーメニューを提供する飲食店や弁当店を「ふくおか食の健康サポート店」として登録しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/healthy.html 	保健福祉（環境）事務所を通じて申し込み	保健医療介護部 健康増進課 電話：092-643-3269 ファクス：092-643-3271 メール： kenko@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡県働きやすい 介護職場認証制度	労働環境改善や人材育成、処遇改善などに一定の達成基準を設定し、その基準を満たして事業を行う介護事業者に対して認証を付与する制度です。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-ninsyou.html 	申請フォームから申し込み	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327 ファクス：092-643-3253 メール： k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp	

各種経営相談・
専門家派遣

金融

ベンチャー・
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入
企業立地

技術

事業承継・
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・
商店街

工業保安

商工会議所・
商工中央会

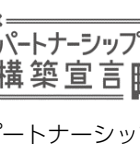
資料

お問い合わせ先
一覧

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加算
福岡県身体拘束ゼロ宣言	介護サービスの質の向上を図ることを目的として、身体拘束ゼロに向けた取り組みを行うことを宣言した事業所などを登録し、公表するものです。登録された事業所などでは、県で作成した「福岡県身体拘束ゼロ宣言ポスター」を掲示します。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html 	郵送で申し込み	保健医療介護部 介護保険課 電話：092-643-3322 ファクス：092-643-3309 メール： k-unei@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡県出会い・結婚応援事業	若者の出会い・結婚を応援するため、出会いの場の提供などを行っていただける企業・団体を「出会い応援団体」として募集・登録しています。 (HP) https://kekkon-ouen.pref.fukuoka.lg.jp/fukuoka/bosyu/ 	ファクス・メール・郵送・HPから電子申請で申し込み	福祉労働部 こども未来課 電話：092-643-3013 ファクス：092-643-3765 メール： kodomomirai@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 よかばい・かえるばい企業 (働き方改革実行企業)	若者・女性・高齢者など多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取り組みを宣言して実行する事業所を募集しています。 (HP) https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/campaign/ 	HPから申し込み	福祉労働部 労働局 労働政策課 電話：092-643-3592 ファクス：092-643-3588 メール： rosei@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 福岡県「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する機運を高めるため、18歳未満の子どもがいる子育て家庭を対象に、商品の割引や粗品のプレゼントなどさまざまなサービスを提供いただける店舗などを「子育て応援の店」として募集・登録しています。 (HP) https://kosodate-mise.pref.fukuoka.lg.jp/bosyu 	メール・ファクス・郵送・HPから申し込み	福祉労働部 子育て支援課 電話：092-643-3311 ファクス：092-643-3260 メール： kosodate@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 「子育て応援宣言企業」登録制度	従業員が子育てをしながら、その能力を生かして働き続けることができる社会の実現のため、企業・事業所のトップ自らが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取り組みを宣言する企業を「子育て応援宣言企業」として募集・登録しています。 (HP) https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/ 	HPから電子申請・郵送で申し込み	福祉労働部 労働局 労働政策課 電話：092-643-3592 ファクス：092-643-3588 メール： info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 「介護応援宣言企業」登録制度	従業員が仕事と介護の両立を図りながら、引き続きその能力を生かして働き続けることができる社会の実現のため、企業・事業所のトップ自らが従業員の仕事と介護の両立を応援する取り組みを宣言する企業を「介護応援宣言企業」として募集・登録しています。 (HP) https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/ 	HPから電子申請で申し込み	福祉労働部 労働局 労働政策課 電話：092-643-3592 ファクス：092-643-3588 メール： info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 「福岡県障がい者応援まごころ企業」認定制度	働く障がいのある人を応援するため、障がいのある人が作った製品やサービスを企業が積極的に購入することで、障がいのある人の所得向上を図る「障がい者応援まごころ企業」認定制度を実施しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokorokigyau.html 	ファクス・メール・郵送で申し込み	福祉労働部 労働局 就業支援課 電話：092-643-3593 ファクス：092-643-3619 メール： syugyoshien@pref.fukuoka.lg.jp	

事業名	概 要	申し込み方法	問合せ先	入札加点
 ふくおか・まごころ 駐車場制度	県と協定を結んでいただいた商業施設や公共施設などの駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障がいのある人や介護が必要な人など利用証の交付を受けた人が利用できる制度を実施しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokamagokorochusyazyou.html 	メール・ファクス・郵送で申し込み	福祉労働部 障がい福祉課 電話：092-643-3264 ファクス：092-643-3304 メール： shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp	
 エコ事業所応援事業	事業所における地球温暖化対策を促進するため、省エネ・省資源に取り組む事業所を募集しています。登録後は、入札参加資格審査における加点や、エコアクション21（環境省による環境に取り組む企業の認証・登録制度）認証の支援などが受けられます。 (HP) https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html 	メール・ファクス・郵送・HPから申し込み	環境部 環境保全課 電話：092-643-3356 ファクス：092-643-3849 メール： chikyu@pref.fukuoka.lg.jp	加点対象
 九州まちの修理屋さん	ものを長く使う取り組みや登録された修理店の利用などを県民に対して広く周知し、廃棄物発生抑制、再利用する体験を通じたごみの減量化についての意識醸成を図るため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuuriyasan-shoukai.html 	メール・ファクス・郵送・持ち込み	環境部 循環型社会推進課 電話：092-643-3372 ファクス：092-643-3377 メール： recycle@pref.fukuoka.lg.jp	
 県産リサイクル 応援事業所	福岡県内で製造された「県産認定リサイクル製品」（愛称：ふくくる）を「販売して応援」、「使用して応援」する事業所を「県産リサイクル応援事業所」として募集・登録しています。 登録後は、県ホームページで紹介し、県産リサイクル製品の年間使用額が10万円以上の事業所は「優良事業所」として、本県競争入札参加資格審査で「加点」を受けることができます。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html 	メール・ファクス・郵送・持ち込み・HPから電子申請で申し込み	環境部 循環型社会推進課 電話：092-643-3372 ファクス：092-643-3377 メール： recycle@pref.fukuoka.lg.jp	優良事業所のみ加点対象
 食べもの余らせん隊	料理提供量の調整や商品の量り売り、フードバンク活動などの食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店、食品メーカーなどを「食べもの余らせん隊」として登録し、県ホームページなどで紹介します。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html 	メール・ファクス・郵送・持ち込み・HPから電子申請で申し込み	環境部 循環型社会推進課 電話：092-643-3381 ファクス：092-643-3377 メール： recycle@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡よかとこ 魅力発信応援団 (インバウンド協力店)	県内に店舗がある飲食店・宿泊施設・小売店などを対象に、外国人観光客が利用しやすい環境を有している施設や外国人観光客の受入れに積極的な施設（一定の要件あり）を「インバウンド協力店」として登録し、海外に広く発信します。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/inboundkyouryokuten.html 	HPから電子申請で申し込み	商工部 観光局 観光政策課 電話：092-643-3456 ファクス：092-643-3431 メール： ukeirekankyou@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡サイクルスポット 認定制度	自転車観光客が県内を快適に周遊できるよう、気軽に休憩やメンテナンスができる「サイクルステーション」や、自転車の客室への持ち込みなどが可能な「サイクリストに優しい宿」などを認定しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cycle-spot.html 	メール・郵送で申し込み	商工部 観光局 観光振興課 電話：092-643-3446 ファクス：092-643-3431 メール： kanshin@pref.fukuoka.lg.jp	

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加算
 ふくおか地産地消 応援の店	県産農林水産物を年間を通じて使用する飲食店、 総菜店などを「ふくおか地産地消応援の店」として 募集しています。 (HP) https://f-ouen.com/ouen/shop/ 	メール・ ファクス・郵送・ HP から 申し込み	農林水産部 食の安全・地産地消課 電話：092-643-3575 ファクス：092-643-3573 メール： ouendan@pref.fukuoka. lg.jp	
 ふくおか地産地消応援 ファミリー (法人登録)	県産農林水産物を積極的に購入するなど、本県農 林水産業を応援する「ふくおか地産地消応援ファミ リリー (法人登録)」を募集しています。県から届くメー ルマガジンを社員などに対し、転送や掲示などによ り情報提供していただくものです。 特典として応援ファミリー限定で、農林 水産業体験ツアーにご案内します。 (HP) https://f-ouen.com/ouen/family 	ファクス・メー ル・郵送・ HP から 申し込み	農林水産部 食の安全・地産地消課 電話：092-643-3575 ファクス：092-643-3573 メール： ouendan@pref.fukuoka. lg.jp	
 ふくおか農林漁業 応援団体	県産農林水産物の消費拡大につながる活動や、農 山漁村地域での社会貢献活動など、ふくおかの農林 水産業を応援する取り組みをしていただける県内の 企業や団体を「ふくおか農林漁業応援団体」として 募集しています。 (HP) https://f-ouen.com/ouen/orga/ 	メール・ ファクス・郵送・ HP から 申し込み	農林水産部 食の安全・地産地消課 電話：092-643-3575 ファクス：092-643-3573 メール： ouendan@pref.fukuoka. lg.jp	加算対象
 ふくおかの地魚応援の店	県では、県産水産物を積極的に取り扱っている飲 食店や直売所などを「ふくおかの地魚応援の店」と して認定し、県産水産物の魅力を県のホームページ や冊子などで情報発信することで、県産水産物の認 知度向上や消費拡大を図っています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seanet-27.html 	メール・ ファクス・郵送 で申し込 み	農林水産部 水産振興課 電話：092-643-3563 ファクス：092-643-3567 メール： suisan@pref.fukuoka. lg.jp	
 さわやか道路美化 促進事業	県が管理する国道や県道の美化・清掃などのボラ ンティアを行っていただける団体を募集していま す。 県からは清掃用具などの支給や実施団体名の表示 板の設置、傷害保険の加入などを行います。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sawayaka-miyata.html 	県土整備 事務所へ の申込書 の提出が 必要	各県土整備事務所用地課管 理係 (支所の場合は庶務 課)、県庁道路維持課 ※リンク先に掲載のパンフ レットでご確認ください。	加算対象
企業参加型河川愛護活動 促進事業 (1) 河川愛護企業 (2) 河川愛護活動支援 企業	県が管理する河川のアート活動にご協力いただける 企業を募集しています。 (1) 河川愛護企業 (アダプト企業) 活動区間 (左右岸合わせて 250メートル以上) を決めて、除草・清掃などの「河川愛護活動」を年 2回以上行う企業・団体を募集しています。 県からは、清掃用具などの支給や傷害保険等の加 入などの支援を行います。 (2) 河川愛護活動支援企業 (アシスト企業) 河川愛護団体、河川愛護企業 (アダプト企業) の 活動が容易になるよう、重機や特殊車両などにより 指定した支援対象河川の整地・抜根などの作業を 行っていただける企業・団体を募集しています。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kasenaigoo.html 	県土整備 事務所と の事前協 議が必要	各県土整備事務所用地課管 理係 (支所の場合は庶務 課)、県庁河川管理課 ※リンク先に掲載のパンフ レットでご確認ください。	加算対象

事業名	概 要	申し込み方法	問合せ先	入札加点
 福岡県空き家活用 応援事業者	空き家所有者自身が容易に専門事業者の情報を得られるよう、空き家対策に積極的な専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録します。 (HP) https://www.fkjc.or.jp/jigyoku/akiya_ouen 	HP から電子申請で申し込み	福岡県空き家活用 サポートセンター 電話：092-726-6210 ファクス：092-715-5230 メール： iekatsu@fkjc.or.jp	
 「住まいの健康診断」 応援宣言事業者	中古住宅の売買における不安を解消するための建物状況調査「住まいの健康診断」を応援することを宣言した福岡県内の不動産事業者（宅建業者）事業者を登録します。 (HP) http://fkjc.or.jp/jigyoku/shindan_sengen.php 	メール・ファクス・郵送で申し込み	住宅市場活性化協議会事務局 一般財団法人福岡県建築住宅センター 電話：092-781-5169 ファクス：092-715-5230 メール： kikaku@fkjc.or.jp	
 ふくおかプラごみ削減 協力店	プラスチックごみの削減の取り組みを促進するため、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減などに取り組む福岡県内の事業所を「ふくおかプラごみ削減協力店」として募集・登録しています。登録後は、県ホームページで紹介し、ポスター、ステッカーなどの啓発資材の提供及び本県競争入札参加資格審査で「加点」を受けることができます。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html 	HP から電子申請・メール・郵送・ファクス・持ち込み	環境部 循環型社会推進課 電話：092-643-3371 ファクス：092-643-3377 メール： recycle@pref.fukuoka.lg.jp	加点対象
 ふくおかジビエの店	県産ジビエを使用した料理を年間を通して提供する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、料理と飲食店を一体的に PR しています。「ふくおかジビエの店」については、県ホームページをご参照ください。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokagibier-bosyuu.html 	ファクス・メール・郵送	農林水産部 経営技術支援課 電話：092-643-3560 ファクス：092-642-3516 メール： kshien@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡の地酒・焼酎 応援の店	県では県産酒※を積極的に提供している飲食店を「福岡の地酒・焼酎応援の店」として認定し、消費者に PR するとともに、飲食店に県産酒の使用促進を図る取り組みにより、県産酒の消費拡大を図っています。 ※福岡県酒造組合に加盟している蔵元が製造している日本酒、焼酎、リキュールなど (HP) https://fukusake-navi.jp/entry/ 	申請フォームから申し込み	農林水産部 福岡の食販売促進課 電話：092-643-3514 ファクス：092-643-3531 メール： fukushoku@pref.fukuoka.lg.jp	
 性の多様性を認め合う 事業者	福岡県が実施する『性の多様性に関わる取組』に賛同し、事業所内で取組を推進する事業者は、ミニのぼり旗・ステッカーを配付します。 また、性の多様性を認め合う事業者として事業者名を県ホームページに掲載します。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seinotayousei.html 	ファクス・郵送・メール・HP から電子申請で申し込み	福祉労働部 人権・同和対策局調整課 電話：092-643-3325 ファクス：092-643-3326 メール： jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp	
 パートナーシップ 構築宣言	事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言する取組です。 (HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/partnership.html 	ポータルサイトから申し込み	商工部 中小企業振興課 電話：092-643-3425 ファクス：092-643-3427 メール： keieishien@pref.fukuoka.lg.jp	加点対象

各種経営相談・専門家派遣
金融
ベンチャー・創業
販路拡大
新事業展開
設備導入・企業立地
技術
事業承継・安定化
雇用・人材
労働環境
地場産業・商店街
工業保安
商工会議所・商工団体中央会
資料
お問い合わせ先一覧